

上海日本商工クラブ構成員及び賛助金規約

上海日本商工クラブ（以下本クラブと略称）定款第3条、第4条、第23条に基づき、本クラブ構成員の資格及び賛助金について、下記の通り定める。

第一条 法人構成員

1. 法人構成員資格

本クラブに参加する法人構成員は、原則として下記経済、商工業等に関する日系常駐機構とする。

- (1) 日本国法人の上海支店及び駐在事務所
- (2) 日本人または日本国法人が投資し（間接投資を含む）、上海に住所を有する現地法人
- (3) 日本国政府関係機構

なお、構成員資格に疑義がある場合には理事会において判断する。

2. 法人構成員の賛助金

法人構成員の賛助金については、新規賛助金、1口基本賛助金および賛助金口数の計算方法を同一基準に統一し、次のとおりとする。

新規賛助金：1000人民元（新規加入時のみ対象となる、既存構成員は不要）

年間賛助金：1口につき2200人民元

追加部会費：2つ以上の1部会につき500人民元（1部会への所属の場合は不要）

賛助金口数の計算方法は、下表のとおり毎年各年度の開始時点での「駐在日本人数」に基づいて決定する。

「駐在日本人数」は、日本国籍を所持している日本からの派遣者数で、現地採用者は除外する。

年間賛助金の納付方法は、年1回の一括納付とし、年度初にご案内する。

駐在日本人数	口数
0～1名	1
2名	2
3～5名	3
6～9名	4
10～19名	5
20～29名	6
30～39名	7
40～49名	8
50～59名	9
60～69名	10
70～79名	11
80～89名	12
90～99名	13
100名以上	14

新規加入者には、下記のとおり年間賛助金と新規賛助金を納付願う。

上半期に加入＝当該年度年間賛助金全額＋新規賛助金

下半期に加入＝当該年度年間賛助金半額＋新規賛助金

例：「駐在日本人数」15名の法人構成員で、6月に新規加入した場合。尚、2つの部会に所属希望。

2200元×5口＋1000元（新規賛助金）＋500元（追加部会費）＝12,500元

第二条 個人構成員

1. 個人構成員資格

本クラブに参加する個人構成員は、法人構成員以外に勤務し、かつ原則として上海市に居留登録している日本国籍を有する者とする。

2. 個人構成員の賛助金

個人構成員の賛助金については、次のとおりとする。

新規賛助金：500元

年間賛助金：900元

部会参加費：1部会につき500人民元（部会所属を希望しない場合は不要）

年間賛助金の納付方法は、年1回の一括納付とし、年度初にご案内する。

新規加入者には、下記のとおり年間賛助金と新規賛助金を納付願う。

上半期に入会＝当該年度年間賛助金全額＋新規賛助金

下半期に入会＝当該年度年間賛助金半額＋新規賛助金

第三条 特別構成員

1. 特別構成員資格

特別構成員とは、本クラブの法人構成員または個人構成員に該当しないが、特別構成員とし理事会に認定された者を言う。

2. 特別構成員の賛助金

特別構成員の賛助金については、個人構成員の賛助金に準じるものとする。

第四条 参加及び脱退

1. 参加手続

本クラブへの参加を希望する者（法人構成員、個人構成員、特別構成員を含む）は、本クラブ事務局に対し書面による所定の申し込み手続を行い、かつ本規約に定める賛助金を納付後に、理事会の承認を得て構成員となることができる。

2. 脱退手続

本クラブからの脱退を希望する構成員は、その旨を所定の書面により事務局へ届け出、同脱退届けの事務局受領日年度迄の年度賛助金全額を完納の上、任意に本クラブを脱退することができる。

第五条 構成員資格の喪失及び停止

本クラブ構成員は、前条に基づく所定手続による場合、本クラブ構成員の資格を失うものとする。また、次の事項に該当した場合で理事会の除名、または、謹慎決議による場合、本クラブ構成員の資格を失う、あるいは、一定期間停止するものとする。

- (1) 本クラブ構成員として中国の法律または本クラブの定款及び規約に違反し、もしくは社会的道義を著しく損なうような行為があった場合。
- (2) 法人構成員は、破産、解散、営業停止、営業許可取り消し、法人資格の喪失等の状況に該当する場合。
- (3) 個人構成員は、死亡、破産、成年被後見人、被保佐人、個人会員資格喪失等の状況となった場合。
- (4) 本クラブに対して賛助金を納付する意思表示があったにもかかわらず、その後原則として1ヶ月を過ぎても賛助金を納付しない場合。

第六条 改正

本規約は、理事会の決議により改正できる。

(2006年3月7日改正)

(2011年7月21日改正)

(2018年10月18日改正)

但し、第一条、第二条の新規賛助金の改正は2019年度から施行
(2019年7月18日改正、2020年1月1日施行)